

## 中 期 運 営 方 針

2025 年 6 月 2 日  
サステナビリティ基準委員会

### I. はじめに

#### 1. 中期運営方針の策定

サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、2022 年の発足以来、民間の独立したサステナビリティ開示基準の設定主体として、我が国の上場企業等で用いられるサステナビリティ開示基準を開発すべく、市場関係者の協力を得て、活動を行ってきた。

当委員会は、設立後間もない時期に「サステナビリティ基準委員会の運営方針」を策定し、公表した。本中期運営方針は、これまでの活動を振り返るとともに、今後 3 年間のサステナビリティ開示基準の開発の基本的な方針及び国際的なサステナビリティ開示基準の開発に関連する活動を行うにあたっての基本的な方針を示すものである。

#### 2. 現状の認識

##### (1) SSBJ 基準の公表

当委員会は、2025 年 3 月に我が国最初のサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ 基準」という。）となる、次の基準を公表した。

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」
- サステナビリティ開示テーマ別基準第 1 号「一般開示基準」
- サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」

2025 年 3 月に公表した SSBJ 基準は、基準を適用した結果として開示される情報が国際的な基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにするため、次を基本的な方針として開発した。

- 国際的な整合性を図るという場合、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が開発する IFRS サステナビリティ開示基準（以下「ISSB 基準」という。）との整合性を図ることを基礎とすることとし、原則として ISSB 基準の要求事項をす

べて取り入れる。

- ▶ 相応の理由が認められる場合には、ISSB 基準の要求事項に SSBJ 基準独自の取扱いを追加し、ISSB 基準の要求事項に代えて SSBJ 基準独自の取扱いを選択することを認める。
- ▶ ISSB 基準と異なる定めを置くことにはならないものの、ISSB 基準にない定めであっても、個別に検討したうえで必要と認められる場合には、SSBJ 基準において ISSB 基準の要求事項に追加した定めを置く。

ここで、当委員会は、2025 年 3 月に公表した SSBJ 基準について、その読者が ISSB 基準とどれだけ整合しているのかを理解することを可能とするために「SSBJ 基準と ISSB 基準の差異の一覧」（以下「差異の一覧」という。）を公表した。この「差異の一覧」の内容は公益財団法人財務会計基準機構（FASF）と ISSB の母体組織である IFRS 財団により合意されており、SSBJ 基準と ISSB 基準の整合性が確認されている。

また、当委員会は、ISSB 基準の各パラグラフが SSBJ 基準に取り入れられているかどうか、また、取り入れられている場合に、どこに取り入れられているのかを説明する「SSBJ 基準と ISSB 基準の項番対照表」も公表している。

## **(2) SSBJ 基準の金融商品取引法上の位置付け**

SSBJ 基準の金融商品取引法上の位置付けについては、2022 年 12 月に公表された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告（令和 4 年度）」において、SSBJ 基準について、「個別の告示指定により我が国の『サステナビリティ開示基準』として設定する」との方向性が示されているが、本中期運営方針の公表日現在、確定していない。金融審議会の下に置かれた「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」の議論では、SSBJ 基準について、国際的なベースラインとなる ISSB 基準と同等な基準として金融商品取引法令に取り込み、プライム上場企業を対象に、時価総額に応じて段階的に SSBJ 基準を適用する方向で議論が行われている。

## **II. SSBJ 基準の開発**

### **1. 開発に係る基本的な方針**

#### **(1) 基本的な考え方**

SSBJ 基準は、財務報告書の主要な利用者（現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者をいう。以下同じ。）が意思決定を行う際に有用な、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示項目を定めることを基本的な考え方とする。サステナビリティ関連財務開示は、企業の財務報告書の特定の一様式として開示

されるものであり、企業の財務諸表に含まれる情報を補足し、補完するものである。

この基本的な考え方に基づく SSBJ 基準の開発は、サステナビリティ開示基準が資本市場における重要なインフラとなりつつある中、サステナビリティ関連財務開示が財務諸表とあわせて開示されることにより、主要な利用者の意思決定有用性を高め、また、企業経営に規律をもたらす企業を持続的成長及び長期的な企業価値の向上に資する役割を担うなど、資本市場全体に便益をもたらすものと考えられる。

このため、当委員会は、我が国の資本市場への信認を確保する観点から、当該市場で用いられることが想定される SSBJ 基準を高品質で国際的に整合性のあるものとして次の点を考慮し、SSBJ 基準の開発を行う。

### ① 高品質な基準

高品質なサステナビリティ開示基準は、基本的には、それを用いて作成されたサステナビリティ関連財務情報が主要な利用者の意思決定にとって有用であることを目的とする。目まぐるしく経済環境が変化する中、SSBJ 基準が高品質であるためには、そのような経済環境の変化に対し、市場関係者のニーズを踏まえ、適時に基準開発の要否及び基準開発を行う場合のその時期を検討する必要がある。

また、SSBJ 基準は、それを用いてサステナビリティ関連財務情報を作成することが作成者にとって過度の負担とならないこと等、基準開発のプロセスに参画する市場関係者のコンセンサスが得られるよう審議を行うことが必要である。さらに、それを用いて作成されたサステナビリティ関連財務情報が、今後国際的に求められる程度に保証を受けることが可能となるよう基準開発を行うこととする。

上記のような SSBJ 基準の開発は、デュー・プロセスを確保し、公正性、透明性のある形で行う必要があると考えられる。具体的には、FASF の理事会が定める「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）を遵守して基準開発を行うこととなる。

### ② 国際的に整合性のあるもの

サステナビリティ関連財務情報の比較可能性を高め、かつ、SSBJ 基準の信認を確保するためには、SSBJ 基準を国際的に整合性のあるものとして開発し、これを対外的に示していくことが必要である。

ISSB が市場関係者からの要望により国際的なサステナビリティ開示基準を開発することを目的として設置されたことを踏まえると、SSBJ 基準について、包括的なグローバル・ベースラインであるとされる ISSB 基準の内容と整合性のあるものとするのが、市場関係者にとって有用である。

当委員会が SSBJ 基準の開発を行うにあたり、国際的に整合性のあるものかどうか

を検討する際には、SSBJ 基準を適用した結果として開示される情報が ISSB 基準を適用した結果として開示される情報と比較可能性を大きく損なわないものとするを基本とする。

## (2) 我が国固有の定め

ISSB では、ISSB 基準が包括的なグローバル・ベースラインを提供し、各法域において当該法域固有の定めを追加することを認めるビルディング・ブロック・アプローチが前提とされている。当委員会において、我が国固有の定めを検討する場合には、原則として、市場関係者からニーズの高い情報に関して、サステナビリティ基準諮問会議から提言があったものについて開発の検討を行う。

## (3) 周辺諸制度との関係

SSBJ 基準の開発にあたっては、サステナビリティ開示をとり巻くさまざまな要因を考慮すべき場合がある。周辺諸制度との関係は、これらとの整合性の確保など、SSBJ 基準の開発作業と深く関わるものであり、基準の開発にあたって基盤整備的な意味で検討が必要な課題である。例えば、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）では、特定の事業者温室効果ガスの排出量の報告が義務付けられているなど、既存の法令等において、サステナビリティ情報の一部の開示が求められている場合があり、これらとの整合性については考慮の対象となる。また、現在、サステナビリティに関する法令等についての議論が活発に行われていることから、今後定められる法令等との整合性についても考慮の対象となる。

## (4) 会計基準との関係

我が国の上場企業等では、原則として日本基準を用いて財務諸表が作成されるが、一定の要件を満たすことを条件に、米国会計基準、指定国際会計基準(IFRS 会計基準)及び修正国際基準<sup>1</sup>のいずれかを用いて連結財務諸表を作成することができることとされている。

前述のとおり、サステナビリティ関連財務開示は、企業の財務報告書の特定の一様式として開示されるものであり、企業の財務諸表に含まれる情報を補足し、補完するものであるが、ISSB 基準は、企業の財務諸表が仮に IFRS 会計基準に準拠していない場合でも、他の一般に公正妥当と認められる会計原則 (GAAP) に準拠している場合には、ISSB 基準を適用できることとしている。このため、当委員会が SSBJ 基準の開発を行うにあたっては、我が国の上場企業等が、会計基準として日本基準及び他の一般

---

<sup>1</sup> 修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）

に公正妥当と認められる会計基準を適用する場合があることを想定して基準開発を行う。

また、ISSB 基準を開発する ISSB は、IFRS 会計基準を開発する国際会計基準審議会（IASB）と連携して基準開発を行う予定であるとされており、当委員会においても、国際的な動向を踏まえ、必要に応じて、同様に企業会計基準委員会（ASBJ）と連携していく予定である。その際、当委員会と ASBJ の役割分担に関しては、ISSB と IASB の役割分担のあり方に関わらず、財務諸表（注記を含む。）に含まれる情報に関する基準については ASBJ が担当し、財務諸表外の情報に関する基準については当委員会が担当することとする。

## **(5) 基準開発のためのリサーチ**

当委員会が高品質で国際的に整合性のある基準開発を行ううえで、喫緊の課題となっている論点だけではなく、より中長期的な観点で検討すべき論点についてリサーチを行うことが必要であり、このために当委員会の一定のリソースをリサーチ活動に充てることとする。検討するテーマは、市場関係者の関心が高い項目とすることが考えられる。

また、リサーチ活動の成果のうち、国際的に情報発信できると考えられるものについては、これを積極的に行うこととする。

## **2. 今後の SSBJ 基準の開発**

### **(1) ISSB 基準との整合性の維持**

ISSB は、今後も ISSB 基準の開発を継続するとしており、今後、ISSB により ISSB 基準が新規に開発されるか既存の基準が改訂されることが想定される。前述のとおり、SSBJ 基準を適用した結果として開示される情報が、国際的な基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないものとなる状態を維持するためには、ISSB の動向にあわせて当委員会において対応することが必要になる。

具体的には、原則として、ISSB により ISSB 基準が新規に公表される又は既存の基準が改訂される場合、当委員会において SSBJ 基準における取扱いについて、可及的速やかに検討を開始することとする。検討にあたっては、前述の開発に係る基本的な方針に従って開発を行うこととする。

### **(2) 開示実務のモニタリング**

SSBJ 基準の実務への適用が行われた後にも、SSBJ 基準を適用した結果として開示される情報が国際的な基準を適用した結果として開示される情報と整合性のあるものとなるようにすることを意図して、主として国内外で行われているサステナビリティ

イ関連財務開示をレビューすることを通じて開示実務をモニタリングし、開示される情報が国際的な基準を適用した結果として開示される情報と整合していないと判断される場合には、必要に応じて、SSBJ 基準の定めを修正することを当委員会において検討する。

### **3. SSBJ 基準の導入支援**

当委員会では、SSBJ 基準の導入支援として、原則として次のように対応することとしている。

#### **(1) 周知活動**

サステナビリティ関連財務開示の歴史は浅く、今後 SSBJ 基準が円滑に適用されるためには、SSBJ 基準や国際的なサステナビリティ開示基準に対する市場関係者の理解を深めることが肝要である。当委員会としては、SSBJ 基準の適用を支援するような情報発信や国際的なサステナビリティ開示基準の開発状況に関する情報発信などの取組みを積極的に行う。

当委員会からの情報発信は、主として当委員会のウェブサイトから行うこととし、市場関係者が適時に情報を入手できるように、ウェブサイトにおいて情報が更新された場合には SNS 等を活用し周知する。また、情報が入手しやすいようにウェブサイトを設計し、当委員会が公表する各文書が SSBJ 基準を構成するか否かについて誤解が生じないようにする。

#### **(2) 別途の対応の必要性の検討**

SSBJ 基準公表後、SSBJ 基準の実務への適用を行う過程で、SSBJ 基準における定めが明確であるものの、これに従った開示を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者により識別され、その旨当委員会に提起された場合には、その内容を公開し、別途の対応を図ることの要否を当委員会において検討することとしている。市場関係者からの提起は、当委員会のウェブサイトより受け付ける。

#### **(3) SSBJ 基準の適用にあたり参考となる文書の公表**

##### **① 補足文書**

SSBJ 基準の適用にあたり参考になるもののうち、当委員会において了承したものについては、補足文書<sup>2</sup>と位置付け、公表することとする。補足文書とするものには、ISSB 基準の適用において参考となるものとして ISSB により公表された付属ガイドン

---

<sup>2</sup> 補足文書は SSBJ 基準等を追加又は変更するものではなく、SSBJ 基準等の適用にあたって参考となる文書である。（「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 12 条）

ス及び教育的資料のうち、SSBJ 基準の適用にあたっても有用と当委員会が判断したものが含まれる。このため、ISSB により教育的資料等が公表された場合、当委員会において、補足文書の公表の要否について、可及的速やかに検討を開始することとしている。

## ② SSBJ ハンドブック

2025 年 3 月に公表した SSBJ 基準を開発する過程で、市場関係者の見解は大きく 2 つに分かれた。一方では、企業が SSBJ 基準と ISSB 基準に同時に準拠できるようにするため、内容を同じにすべきであり、当委員会は追加のガイダンスを提供すべきではないとの意見が聞かれ、他方では、ISSB 基準はそのままでは適用が困難であり、SSBJ 基準においては国内のニーズを踏まえ積極的にガイダンスを提供すべきであるとの意見が聞かれた。

これらの見解を踏まえ、当委員会では、原則として次のように対応することとしている。

- SSBJ 基準の本文は、可能な限り ISSB 基準の本文にあわせる。
- SSBJ 基準を適用するうえで有用と考えられる情報については、SSBJ 事務局が SSBJ 基準を構成しない文書（SSBJ ハンドブック）として公表する。

ここで、SSBJ ハンドブックは、SSBJ 事務局が SSBJ 基準を利用する人の便宜を考慮して作成する文書である。当委員会の議決や了承は必要とされておらず、SSBJ 基準を構成するものではない。したがって、SSBJ 基準に準拠している旨を表明するにあたり、SSBJ ハンドブックの内容に従う必要はない。

SSBJ ハンドブックに含める論点は、関係者のニーズが高いもの（これまでに当委員会に多くの質問が寄せられたもの等）から、SSBJ 事務局のリソース等を考慮して決定することとしている。なお、SSBJ ハンドブックの内容は実務の進展等により随時更新することを予定している。

## 4. 適用後レビュー

適正手続規則では、「委員会は、重要と認められる新規のサステナビリティ開示基準等の開発及び既存のサステナビリティ開示基準等の改正を行ったときは、サステナビリティ関連財務情報の利用者、作成者、監査人等に与えた影響を評価する目的で、適用後レビューを実施しなければならない」とされている（第 24 条）。また、「適用後レビューは、原則として、新規のサステナビリティ開示基準等が適用された後、2 年後から開始する」とされている（第 25 条）。この適用後レビューは SSBJ 基準の金融商品取引法上の位置付けが明らかとなり、SSBJ 基準が強制適用となってから 2 年

後に開始することが適切であると考えられるが、実施時期によっては前述の「開示実務のモニタリング」とあわせて検討することも考慮する。

### **Ⅲ. 国際的なサステナビリティ開示基準の開発に関連する活動**

#### **1. 国際的な意見発信の強化**

##### **(1) 基本的な方針**

国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献は、当委員会の目的の一つである。当委員会は、サステナビリティ開示基準に関して、基本的に資本市場における市場関係者の選択と合意により形成されるものと考えており、そのような観点から基準の開発に取り組む方針である。とりわけ、国際的に認められるサステナビリティ開示基準は、世界各国の資本市場に受け入れられ、それぞれの市場関係者に便益をもたらす質の高さをもたなくてはならない。

我が国の資本市場においてサステナビリティ情報開示の重要性が増すに伴い、我が国の考え方を国際的なサステナビリティ開示基準に反映することについて市場関係者の期待が高まっており、国際的なサステナビリティ開示基準の策定の場における我が国のプレゼンスの向上及び影響力の強化は、当委員会の重要な課題となっている。

国際的なサステナビリティ開示基準に我が国の市場関係者の意見が反映されていれば、SSBJ 基準は自然と国際的なサステナビリティ開示基準と整合することとなる。したがって、国際的なサステナビリティ開示基準の開発に貢献することは、SSBJ 基準の開発にとって重要である。

当委員会は、SSBJ 基準を高品質なものとするために、国際的なサステナビリティ開示基準を高品質なものとすることに積極的に貢献すべく意見発信することを基本的な方針とする。

##### **(2) 意見発信の手段**

2022年にサステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）が設置されて以来、当委員会はそのメンバーに選出されている。SSAF 会議への参加は、国際的なサステナビリティ開示基準の公開草案等に関するコメント・レターの提出、アウトリーチへの参加、及び ISSB との意見交換とともに、国際的なサステナビリティ開示基準に対する意見発信の主要な手段となっており、引き続き、我が国のプレゼンスの向上及び影響力の強化に生かす。

##### **(3) 他の基準設定主体等との連携**

国際的なサステナビリティ開示基準の策定の場における我が国のプレゼンスの向

上及び影響力の強化を図る上で、日頃より他の国又は地域の基準設定主体等と良好な関係を築くことが重要であり、他の国又は地域の基準設定主体等との連携を図ることとする。

当委員会は、2024年11月に、GRI グローバル・サステナビリティ基準審議会(GSSB)との間で、より良い企業報告に向けた取組みに関する基本合意書を締結した。欧州において事業を展開する一部の日本企業において、連結グループの全部又は一部が企業サステナビリティ報告指令(CSRD)に基づき欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の適用対象となっているか、今後、適用対象となる予定であることを踏まえ、ESRSを適用する企業など、いわゆるダブル・マテリアリティの概念に基づき報告する企業の負担を最小化するための取組みとして協働することとしている。

#### **(4) リサーチ活動**

前述のとおり、当委員会の一定のリソースをリサーチ活動に充てることが考えられ、当該活動の成果のうち、国際的に情報発信できると考えられるものについては、これを積極的に行う。検討するテーマは、ISSBで議論されている項目に限定しないことが考えられる。

#### **IV. サステナビリティ開示に関わる人材の開発に関連する活動**

サステナビリティ開示に関わる人材の開発に関連する活動については、前述の周知活動を通じて行うことを原則とする。

また、現在もサステナビリティ開示の議論や基準開発が進んでいるが、国際的なサステナビリティ開示基準の策定の場において意見発信できる人材及びサステナビリティ開示基準の策定に直接関与できる人材は十分ではなく、サステナビリティ開示の基準策定に関わる人材の開発は重要な課題となっている。FASF及び当委員会は、今後、市場関係者の協力を得て、人材の開発に資するべく、活動を行う予定である。

以 上